

秦野南が丘ウェルシー自治会会則

制定：平成5年4月25日

改定：令和6年4月14日

自治会事務所：神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地
秦野南が丘むくせい西住宅管理組合 集会所内

第1条 (目的)

本会は、会員相互の親睦をはかり、住生活の向上と、明るい居住環境をつくることを目的とする。

第2条 (名称、所在地)

本会は、秦野南が丘ウェルシー自治会（以下「自治会」という）といい、事務所を集会所内に置く。

第3条 (会員)

本会は、秦野南が丘むくせい西住宅（ウェルシー-333）に居住する世帯が、自治会に入会の申し込みがあったとき会員となり、退会届が提出されたときその資格を失うものとする。

2. 会員は、自治会の活動に積極的に参加、協力し、平等の権利と義務を有する。

第4条 (事業)

第1条の目的を達成するため、次の部を置き、次の事業を行う。

- (1) 総務部 総会及び役員会の開催、会員及び各部相互並びに地域内諸団体との連絡、自治会会則の見直し、その他各部に属さない事業
 - (2) 財務部(会計) 予算、決算、資産管理並びに会計収支に関する事業
 - (3) 広報部 広報、その他の連絡事項伝達と徹底に関する事業
 - (4) 防犯防災部 防犯、防火、防災及び交通安全に関する事業
 - (5) 保健衛生部 道路、下水、ゴミなどの環境衛生、廃棄物減量活動に関する事業、並びに保健所よりの連絡指示に関する事業
 - (6) 厚生部 慶弔、敬老、福利厚生など地域の社会福祉に関する事業
 - (7) 文化体育部 文化・親睦及びレクリエーション、体育に関する事業
2. 前項各号に係わる事業以外について、役員会が必要と認めた場合、当該事項に係わる専門部会を設置できる。

第5条 (会費)

会費は1世帯月額250円とし、入会した月から退会した月まで納付するものとする。

2. 会費は12ヶ月分（3,000円）の一括納付とし、納付は5月末日とする。
3. 退会した場合は、会費納付分から退会月まで差し引いた額を返金する。

第6条（会議）

本会は、会の意思決定と業務運営のため次の会議を設ける。

- (1) 総会 会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立
- (2) 役員会 役員2分の1以上の出席で成立

第7条（総会）

総会は自治会の最高議決機関であって全会員で構成され、会長が招集して次の事項を議決する。

- (1) 事業計画と事業報告
 - (2) 会則の改正
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員承認
 - (5) その他重要事項
2. 定期総会は、毎年1回年度初め1ヶ月以内に開催する。
 3. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、または会員の4分の1以上から要請があったとき開催する。
 4. 議決は出席者の2分の1以上（委任状を含む）の賛成により成立する。
ただし、会則の改正については、出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成により成立する。

第8条（役員会）

役員会は、総会で議決された事項を執行し、次の事項を付議し、決定する機関であって、役員で構成され会長が招集して原則として毎月1回開催する。

- (1) 事業計画の具体化と事業報告
 - (2) 細則の制定と改廃
 - (3) 総会へ提出する議案の作成及び決定
 - (4) 専門部会の設立と解散
 - (5) その他
2. 会長が必要と認めるとき、または役員3分の1以上から要請があった時に臨時役員会を開催する。
 3. 会計監査は役員会に出席して、意見を述べるができる。

第9条（役員）

本会に次の役員（第10条による）を置き、任期は1年とする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名（内、1名は自主防災会長を兼務する）
 - (3) 各部の役員（第4条による）
 - (4) 会計監査 2名（内、1名は前年度役員から選出する）
2. 役員は任期が終了しても次の役員が就任するまでは、その職務を執行する。

第10条（番館の役員）

役員は各番館から互選により選出し、任期は原則として1年とする。

2. 各番館の役員数は次の通りとする。

- 1 番館 8 名
- 2～5 番館 各 3 名（ただし、3 番館は 2 名）
- 6～7 番館 各 1 名

第 11 条（会長、副会長）

会長は本会を代表し、役員会の業務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条（会計監査）

会計監査は会計の監督及び検査を行い、その結果を定期総会に報告する。

第 13 条（役員を選出）

会長は立候補を原則とし、会員の選挙により選出する。

- 2. 立候補が無い場合は、次年度の役員の中から選出する。
- 3. 役員は、総会の承認を受ける。
- 4. 会計監査は、1名は副会長が兼任し、残りの1名は前年度役員から選出して総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5. 役員に欠員が生じたときは、補充選出を行うことができる。新たに補充選出された役員の任期は前任者の残期間とする。

第 14 条（財政）

本会の財政は、会費、交付金、寄付金及び事業収益等によりまかなう。

第 15 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 16 条（慶弔）

自治会員（自治会員本人および同居している家族）が逝去された場合（ただし、死産の場合は対象外とする）、自治会としての対応・連絡方法などを明確にし、自治会として弔事の対応に万全を期する。

【連絡ルート】

- ・ご葬儀を出される自治会員または知らせを受けた自治会員は、その番館の役員に連絡する。
- ・番館の役員に連絡が取れない場合は、厚生部役員に連絡する。
- ・番館の役員（ないし厚生部役員）は、会長または副会長に連絡をする。

【訃報の掲示】

- ・訃報の掲示については、必ずご家族の意向を確認してから行なう。
- ・掲示は原則として厚生部役員が行なう。

【葬儀等弔問】

- ・通夜および告別式への弔問は、原則として会長、副会長、または当番館の役員の1名とする。
- ・自治会として返礼は受けない。

【香典等】

- ・香典はウエルシー自治会名で、5,000円とする。
- ・2名以上で参列する場合でも香典は5,000円とし、同行者は焼香のみとする。
- ・厚生部役員は財務部役員に連絡し、香典を準備する。

※番館の役員（ないし厚生部役員）は、家族から通夜、告別式の日時、場所（電話番号）などの情報と訃報の掲示についてのご意向を確認し、所定の用紙に記入する。

第17条（個人情報取扱い）

本会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

1. この会則は平成5年4月25日開催の設立総会の可決をもって施行する。
2. 平成9年度定期総会議案第3号の可決をもって施行する。
3. 平成12年度定期総会議案第7号、第8号の可決をもって施行する。
4. 平成24年度定期総会議案第6号の可決をもって施行する。
5. 平成30年度定期総会議案第3号の可決をもって施行する。
6. 平成31年度定期総会議案第3号の可決をもって施行する。
7. 令和6年度定期総会議案3号の可決をもって施行する。